



島根県報

平成24年3月30日（金）

号外第60号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

島根県農業技術センター設備機器貸付規則	（農 業 経 営 課）	3
島根県畜産技術センター設備機器貸付規則	（農 畜 産 振 興 課）	13
島根県水産技術センター設備機器貸付規則	（水 産 課）	22

公布された条例等のあらまし**◇島根県農業技術センター設備機器貸付規則（規則第48号）**

1 規則の概要

- (1) センターの設備機器の貸付けを受けようとする者は、貸付けを受けようとする日までに設備機器貸付申請書を知事に提出しなければならないこととした。（第2条・様式第1号関係）
- (2) 知事は、機器の貸付けの承認をしたときは、設備機器貸付承認書を申請者に交付することとした。（第3条第1項・様式第2号関係）
- (3) 借り受けた機器をセンター以外の場所に持ち出して使用する場合は、借用書を知事に提出しなければならないこととした。（第3条第4項・様式第3号関係）
- (4) 借受人が承認に係る事項を変更しようとするときは、設備機器貸付変更承認申請書に交付を受けた設備機器貸付承認書を添えて知事に提出しなければならないこととした。（第4条・様式第4号関係）
- (5) 借受人は、機器を借り受ける日前に当該機器の借受けを中止しようとするときは、設備機器借受け中止届出書を知事に提出しなければならないこととした。（第5条・様式第5号関係）
- (6) 貸付料の還付を受けようとする者は、貸付料還付請求書を知事に提出しなければならないこととした。（第10条・様式第6号関係）

2 施行期日

平成24年4月1日から施行することとした。

◇島根県畜産技術センター設備機器貸付規則（規則第49号）

1 規則の概要

- (1) センターの設備機器の貸付けを受けようとする者は、貸付けを受けようとする日までに設備機器貸付申請書を知事に提出しなければならないこととした。（第2条・様式第1号関係）
- (2) 知事は、機器の貸付けの承認をしたときは、設備機器貸付承認書を申請者に交付することとした。（第3条第1項・様式第2号関係）
- (3) 借受人が承認に係る事項を変更しようとするときは、設備機器貸付変更承認申請書に交付を受けた設備機器貸付承認書を添えて知事に提出しなければならないこととした。（第4条・様式第3号関係）
- (4) 借受人は、機器を借り受ける日前に当該機器の借受けを中止しようとするときは、設備機器借受け中止届出書を知事に提出しなければならないこととした。（第5条・様式第4号関係）
- (5) 貸付料の還付を受けようとする者は、貸付料還付請求書を知事に提出しなければならないこととした。（第10条・様式第5号関係）

2 施行期日

平成24年4月1日から施行することとした。

◇島根県水産技術センター設備機器貸付規則（規則第50号）

1 規則の概要

- (1) センターの設備機器の貸付けを受けようとする者は、貸付けを受けようとする日までに設備機器貸付申請書を知事に提出しなければならないこととした。（第2条・様式第1号関係）
- (2) 知事は、機器の貸付けの承認をしたときは、設備機器貸付承認書を申請者に交付することとした。（第3条第1項・様式第2号関係）
- (3) 借り受けた機器をセンター以外の場所に持ち出して使用する場合は、借用書を知事に提出しなければならないこととした。（第3条第4項・様式第3号関係）

- (4) 借受人が承認に係る事項を変更しようとするときは、設備機器貸付変更承認申請書に交付を受けた設備機器貸付承認書を添えて知事に提出しなければならないこととした。(第4条・様式第4号関係)
- (5) 借受人は、機器を借り受ける日前に当該機器の借受けを中止しようとするときは、設備機器借受け中止届出書を知事に提出しなければならないこととした。(第5条・様式第5号関係)
- (6) 貸付料の還付を受けようとする者は、貸付料還付請求書を知事に提出しなければならないこととした。(第10条・様式第6号関係)

2 施行期日

平成24年4月1日から施行することとした。

規 則

島根県農業技術センター設備機器貸付規則をここに公布する。

平成24年3月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第48号

島根県農業技術センター設備機器貸付規則

(趣旨)

第1条 島根県農業技術センター(以下「センター」という。)の設備機器の貸付けについては、法令その他別に定めがあるもののほか、この規則の定めるところによる。

(貸付けの申請)

第2条 センターの設備機器のうち別表に掲げるもの(以下「機器」という。)の貸付けを受けようとする者(次条において「申請者」という。)は、貸付けを受けようとする日までに設備機器貸付申請書(様式第1号)を知事に提出しなければならない。

(貸付けの承認)

第3条 知事は、前条に規定する申請に基づき機器の貸付けの承認をしたときは、設備機器貸付承認書(様式第2号)を申請者に交付するものとする。

2 知事は、機器の使用の目的、方法等が次のいずれかに該当するときは、前項の承認をしないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあると認められるとき。
- (2) 長期間にわたる継続使用により他の者の使用を妨げるおそれがあると認められるとき。
- (3) 機器を損壊するおそれがあると認められるとき。
- (4) センターの業務に支障があると認められるとき。

3 知事は、センターの管理上必要があると認めるときは、第1項の承認に条件を付することができる。

4 第1項の承認を受けた者(以下「借受人」という。)は、借り受けた機器をセンター以外の場所に持ち出して使用する場合は、借用書(様式第3号)を知事に提出しなければならない。

(貸付承認の変更)

第4条 借受人は、前条第1項の承認に係る事項を変更しようとするときは、設備機器貸付変更承認申請書(様式第4号)に交付を受けた設備機器貸付承認書を添えて知事に提出しなければならない。

2 知事は、設備機器貸付変更承認申請書の提出があった場合において、変更を承認したときは、設備機器貸付承認書の裏面に当該変更に係る事項を記載して、借受人に返付するものとする。

(借受中止の届出)

第5条 借受人は、機器を借り受ける日前に当該機器の借受けを中止しようとするときは、設備機器借受け中止届出書

(様式第5号)を知事に提出しなければならない。

(原状回復の義務)

第6条 借受人は、機器の借受けが終了したときは、速やかに当該機器を原状に回復し、又は搬入した物件を撤去しなければならない。

2 借受人は、借り受けた機器をセンター以外の場所に持ち出して使用した場合は、当該機器の使用が終わったときは、速やかに当該機器を返還し、原状に回復しなければならない。

(借受終了の届出)

第7条 借受人は、機器の借受けが終了したときは、速やかにその旨をセンターの職員に届け出て、当該職員の検査を受けなければならない。

(貸付けの取消し等)

第8条 知事は、借受人が次のいずれかに該当するとき、又はセンターの管理上特に必要があると認めるときは、第3条第1項の承認を取り消し、同条第3項の規定により承認に付した条件を変更し、又は貸付けの中止を命ずることができる。

- (1) この規則の規定に違反したとき。
- (2) 第3条第3項の規定により承認に付した条件に違反したとき。
- (3) 詐欺その他不正の手段により承認を受けたとき。
- (4) 次条第1項の貸付料を納期限までに納付しないとき。
- (5) 機器を設備機器貸付申請書に記載した目的以外に使用したとき。

2 知事は、前項の規定により貸付けの承認を取り消し、承認に付した条件を変更し、又は貸付けの中止を命じた場合において借受人に損害が生じても、その賠償の責めを負わない。

(貸付料の納付)

第9条 借受人は、機器を借り受ける期間（センター以外の場所に持ち出して使用する場合は、機器をセンター以外の場所へ持ち出してから返還するまでの期間とする。次項において「使用期間」という。）に応じて、貸付料を納付しなければならない。

2 貸付料の額は、別表に定める額とする。ただし、使用期間が1時間未満のときは1時間とし、使用期間に1時間未満の端数の時間があるときは、当該端数の時間は1時間として計算する。

3 借受人で貸付期間の延長を申し出たものは、変更承認を受けたときに、当該承認を受けた時間に係る貸付料を納付しなければならない。

(貸付料の不還付)

第10条 既に納付した貸付料は、還付しない。ただし、次のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 借受人が、その責めに帰することができない理由により機器を借り受けることができなくなったとき。
- (2) 知事が、第8条の規定により貸付けの承認を取り消したとき。
- (3) 借受人が、設備機器借受け中止届出書により中止を届け出たとき。

2 貸付料の還付を受けようとする者は、貸付料還付請求書（様式第6号）を知事に提出しなければならない。

(転貸の禁止)

第11条 借受人は、借り受けた機器を転貸してはならない。

(借受人の遵守事項)

第12条 借受人は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) センターの職員の指示に従うこと。
- (2) その他知事が定める事項に従うこと。

(損害賠償)

第13条 借受人は、故意又は過失により借り受けた機器（当該機器の附属品を含む。）を損壊し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。

（延滞金）

第14条 知事は、借受人が借り受けた機器を承認を受けた期間内に返還しなかった場合は、当該期間を超える期間に係る貸付料に加えて当該貸付料の100分の10に相当する額を延滞金として徴収することができる。

（委任）

第15条 この規則に定めるもののほか、機器の貸付けに関し必要な事項は、島根県農業技術センター所長が定める。

附 則

この規則は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 2 条、第 9 条関係）

設備機器の種類	貸付料の額
恒温接種箱（A）	1 時間につき 170円
恒温接種箱（B）	1 時間につき 150円
遠心分離機	1 時間につき 180円
種子乾燥装置	1 時間につき 190円
自動粒径分離装置	1 時間につき 190円
近赤外分析システム	1 時間につき 950円
食味分析計	1 時間につき 140円
携帯型フルーツセクター	1 時間につき 120円
ルーツキャナー	1 時間につき 130円

様式第 1 号 (第 2 条関係)

設備機器貸付申請書

年 月 日

様

住 所
申請者 氏 名
連絡先

㊟

下記のとおり島根県農業技術センターの設備機器の貸付けを受けたいので、申請します。

記

貸付けを受けようとする設備機器	名 称	台数	使 用 期 間				
				年	月	日	時
			年	月	日	時	分まで
			年	月	日	時	分から
			年	月	日	時	分まで
			年	月	日	時	分から
			年	月	日	時	分まで
目的及び内容							
使用責任者	住 所 〒						
	氏 名		電話番号 ()				
※貸付料の算定	円	×	時間	=			円
	円	×	時間	=			円
	円	×	時間	=			円
				合 計			
※規則第 3 条第 3 項 により付する条件							

注 1 機器をセンター以外の場所へ持ち出して利用する場合の使用期間は、当該機器をセンター以外へ持ち出してからセンターに返還するまでの期間とし、申請者本人であることを確認できる書類の写しを添付すること。

2 ※印欄は、記入しないこと。

様式第 2 号 (第 3 条関係)

(表)
設備機器貸付承認書

(整理番号:)

年 月 日

様

印

下記のとおり島根県農業技術センターの設備機器の貸付けを承認する。

記

	名 称	台数	使 用 期 間				
			年	月	日	時	分から
貸し付ける設備機器							分まで
							分まで
							分まで
							分まで
目的及び内容							
使用責任者	住 所 〒						
	氏 名		電話番号 ()				—
貸付料	円	×	時間	=		円	
	円	×	時間	=		円	
	円	×	時間	=		円	
				合 計			円
※規則第 3 条第 3 項 により付する条件							

注 記載事項に変更が生じた場合は、設備機器貸付変更承認申請書を提出すること。

(裏)

設備機器貸付承認変更事項

変 更 申 請 日	
変 更 内 容	
上記のとおり貸付内容の変更を承認します。 年 月 日	
印	
変 更 申 請 日	
変 更 内 容	
上記のとおり貸付内容の変更を承認します。 年 月 日	
印	
変 更 申 請 日	
変 更 内 容	
上記のとおり貸付内容の変更を承認します。 年 月 日	
印	

様式第 3 号 (第 3 条関係)

借 用 書

年 月 日

様

住 所
借受人 氏 名 ⑩
連絡先

下記のとおり借り受けた設備機器を借用します。

記

借り受けた設備機器名	使用期間	使用する場所
	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで	
	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで	
	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで	

注 使用期間は、設備機器をセンター以外へ持ち出してから返還するまでの期間とする。

様式第 4 号 (第 4 条関係)

設備機器貸付変更承認申請書

年 月 日

様

住 所
借受人 氏 名
連絡先

印

下記のとおり島根県農業技術センターの設備機器貸付の内容を変更したいので申請します。

記

承認年月日及び整理番号	年 月 日付け 第 号
貸付承認を受けた設備機器	
変 更 内 容	
変 更 理 由	

注 設備機器貸付承認書を添付すること。

様式第 5 号 (第 5 条関係)

設備機器借受け中止届出書

年 月 日

様

住 所
借受人 氏 名 ④
連絡先

下記のとおり島根県農業技術センターの設備機器の借受けを中止します。

記

承認年月日及び整理番号	年 月 日付け 第 号
貸付承認を受けた設備機器	
中 止 の 理 由	

様式第 6 号 (第10条関係)

貸付料還付請求書

年 月 日

様

住 所
請求者 氏 名
連絡先

印

下記のとおり貸付料の還付をお願いします。

記

貸付料の還付を受けようとする設備機器名		
貸付料の還付を受けようとする理由		
既納付貸付料の金額	円	
還付の請求額	円	(内訳)

(注) 設備機器貸付承認書を添付してください。

口座振込みを希望する場合の還付金の受領口座 (請求者の口座に限る。)	金融機関名	店
	預金の種類	口座番号

島根県畜産技術センター設備機器貸付規則をここに公布する。

平成24年 3 月 30 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第49号

島根県畜産技術センター設備機器貸付規則

(趣旨)

第 1 条 島根県畜産技術センター（以下「センター」という。）の設備機器の貸付けについては、法令その他別に定めがあるもののほか、この規則の定めるところによる。

(貸付けの申請)

第 2 条 センターの設備機器のうち別表に掲げるもの（以下「機器」という。）の貸付けを受けようとする者（次条において「申請者」という。）は、貸付けを受けようとする日までに設備機器貸付申請書（様式第 1 号）を知事に提出しなければならない。

(貸付けの承認)

第 3 条 知事は、前条に規定する申請に基づき機器の貸付けの承認をしたときは、設備機器貸付承認書（様式第 2 号）を申請者に交付するものとする。

2 知事は、機器の使用の目的、方法等が次のいずれかに該当するときは、前項の承認をしないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあると認められるとき。
- (2) 長期間にわたる継続使用により他の者の使用を妨げるおそれがあると認められるとき。
- (3) 機器を損壊するおそれがあると認められるとき。
- (4) センターの業務に支障があると認められるとき。

3 知事は、センターの管理上必要があると認めるときは、第 1 項の承認に条件を付すことができる。

(貸付承認の変更)

第 4 条 前条第 1 項の承認を受けた者（以下「借受人」という。）は、前条第 1 項の承認に係る事項を変更しようとするときは、設備機器貸付変更承認申請書（様式第 3 号）に交付を受けた設備機器貸付承認書を添えて知事に提出しなければならない。

2 知事は、設備機器貸付変更承認申請書の提出があった場合において、変更を承認したときは、前項の設備機器貸付承認書の裏面に当該変更に係る事項を記載して、借受人に返付するものとする。

(借受中止の届出)

第 5 条 借受人は、機器を借り受ける日前に当該機器の借受けを中止しようとするときは、設備機器借受け中止届出書（様式第 4 号）を知事に提出しなければならない。

(原状回復の義務)

第 6 条 借受人は、機器の借受けが終了したときは、速やかに当該機器を原状に回復し、又は搬入した物件を撤去しなければならない。

(借受終了の届出)

第 7 条 借受人は、機器の借受けが終了したときは、速やかにその旨をセンターの職員に届け出て、当該職員の検査を受けなければならない。

(貸付けの取消し等)

第 8 条 知事は、借受人が次のいずれかに該当するとき、又はセンターの管理上特に必要があると認めるときは、第 3 条第 1 項の承認を取り消し、同条第 3 項の規定により承認に付した条件を変更し、又は貸付けの中止を命ずることができる。

- (1) この規則の規定に違反したとき。
- (2) 第 3 条第 3 項の規定により承認に付した条件に違反したとき。

- (3) 詐欺その他不正の手段により承認を受けたとき。
- (4) 次条第1項の貸付料を納期限までに納付しないとき。
- (5) 機器を設備機器貸付申請書に記載した目的以外に使用したとき。

2 知事は、前項の規定により貸付けの承認を取り消し、承認に付した条件を変更し、又は貸付けの中止を命じた場合において借受人に損害が生じても、その賠償の責めを負わない。

(貸付料の納付)

第9条 借受人は、機器を借り受ける期間（次項において「使用期間」という。）に応じて、貸付料を納付しなければならない。

2 貸付料の額は、別表に定める額とする。ただし、使用期間が1時間未満のときは1時間とし、使用期間に1時間未満の端数の時間があるときは、当該端数の時間は1時間として計算する。

3 借受人で貸付期間の延長を申し出たものは、変更承認を受けたときに、当該承認を受けた時間に係る貸付料を納付しなければならない。

(貸付料の不還付)

第10条 既に納付した貸付料は、還付しない。ただし、次のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 借受人が、その責めに帰することができない理由により機器を借り受けることができなくなったとき。
- (2) 知事が、第8条の規定により貸付けの承認を取り消したとき。
- (3) 借受人が、設備機器借受け中止届出書により中止を届け出たとき。

2 貸付料の還付を受けようとする者は、貸付料還付請求書（様式第5号）を知事に提出しなければならない。

(転貸の禁止)

第11条 借受人は、借り受けた機器を転貸してはならない。

(借受人の遵守事項)

第12条 借受人は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) センターの職員の指示に従うこと。
- (2) その他知事が定める事項に従うこと。

(損害賠償)

第13条 借受人は、故意又は過失により借り受けた機器（当該機器の附属品を含む。）を損壊し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。

(延滞金)

第14条 知事は、借受人が借り受けた機器を承認を受けた期間内に返還しなかった場合は、当該期間を超える期間に係る貸付料に加えて当該貸付料の100分の10に相当する額を延滞金として徴収することができる。

(委任)

第15条 この規則に定めるもののほか、機器の貸付けに関し必要な事項は、島根県畜産技術センター所長が定める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

別表（第2条、第9条関係）

設備機器の種類	貸付料の額
高速液体クロマトグラフ（A）	1時間につき 330円
固体試料TOC測定システム	1時間につき 210円
イオンクロマトグラフ	1時間につき 150円
近赤外分析装置	1時間につき 230円
窒素自動蒸溜滴定装置	1時間につき 160円

高速液体クロマトグラフ (B)	1 時間につき	280円
原子吸光分光光度計	1 時間につき	260円
ガスクロマトグラフ	1 時間につき	210円

様式第 1 号 (第 2 条関係)

設備機器貸付申請書

年 月 日

様

住 所
申請者 氏 名
連絡先

㊟

下記のとおり島根県畜産技術センターの設備機器の貸付けを受けたいので、申請します。

記

	名 称	台数	使 用 期 間				
			年	月	日	時	分
貸付けを受けようとする設備機器						分から	
						分まで	
						分から	
						分まで	
						分から	
						分まで	
目的及び内容							
使用責任者	住 所 〒						
	氏 名		電話番号 ()				—
※貸付料の算定	円	×	時間	=		円	
	円	×	時間	=		円	
	円	×	時間	=		円	
			合 計			円	
※規則第 3 条第 3 項 により付する条件							

注 ※印欄は、記入しないこと。

様式第 2 号 (第 3 条関係)

(表)
設備機器貸付承認書

(整理番号:)

年 月 日

様

印

下記のとおり島根県畜産技術センターの設備機器の貸付けを承認する。

記

	名 称	台数	使 用 期 間				
			年	月	日	時	分から
貸し付ける設備機器			年	月	日	時	分まで
			年	月	日	時	分まで
			年	月	日	時	分から
			年	月	日	時	分まで
			年	月	日	時	分から
			年	月	日	時	分まで
目的及び内容							
使用責任者	住 所 〒						
	氏 名 電話番号 () -						
貸付料	円	×	時間	=		円	
	円	×	時間	=		円	
	円	×	時間	=		円	
			合 計				円
※規則第 3 条第 3 項 により付する条件							

注 記載事項に変更が生じた場合は、設備機器貸付変更承認申請書を提出すること。

(裏)

設備機器使用承認変更事項

変 更 申 請 日	
変 更 内 容	
上記のとおり貸付内容の変更を承認します。 年 月 日	
	印
変 更 申 請 日	
変 更 内 容	
上記のとおり貸付内容の変更を承認します。 年 月 日	
	印
変 更 申 請 日	
変 更 内 容	
上記のとおり貸付内容の変更を承認します。 年 月 日	
	印

様式第 3 号 (第 4 条関係)

設備機器貸付変更承認申請書

年 月 日

様

住 所
借受人 氏 名
連絡先

印

下記のとおり島根県畜産技術センターの設備機器貸付の内容を変更したいので申請します。

記

承認年月日及び整理番号	年 月 日付け 第 号
貸付承認を受けた設備機器	
変 更 内 容	
変 更 理 由	

注 設備機器貸付承認書を添付すること。

様式第 4 号 (第 5 条関係)

設備機器借受け中止届出書

年 月 日

様

住 所
借受人 氏 名
連絡先

印

下記のとおり島根県畜産技術センターの設備機器の借受けを中止します。

記

承認年月日及び整理番号	年 月 日付け 第 号
貸付承認を受けた設備機器	
中止の理由	

様式第 5 号 (第10条関係)

貸付料還付請求書

年 月 日

様

住 所
請求者 氏 名 ④
連絡先

下記のとおり貸付料の還付をお願いします。

記

貸付料の還付を受けようとする設備機器名		
貸付料の還付を受けようとする理由		
既納付貸付料の金額	円	
還付の請求額	円	(内訳)

(注) 設備機器貸付承認書を添付してください。

口座振込みを希望する場合の還付金の受領口座 (請求者の口座に限る。)	金融機関名	店
	預金の種類	口座番号

島根県水産技術センター設備機器貸付規則をここに公布する。

平成24年 3 月 30 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第50号

島根県水産技術センター設備機器貸付規則

(趣旨)

第 1 条 島根県水産技術センター（以下「センター」という。）の設備機器の貸付けについては、法令その他別に定めがあるもののほか、この規則の定めるところによる。

(貸付けの申請)

第 2 条 センターの設備機器のうち別表に掲げるもの（以下「機器」という。）の貸付けを受けようとする者（次条において「申請者」という。）は、貸付けを受けようとする日までに設備機器貸付申請書（様式第 1 号）を知事に提出しなければならない。

(貸付けの承認)

第 3 条 知事は、前条に規定する申請に基づき機器の貸付けの承認をしたときは、設備機器貸付承認書（様式第 2 号）を申請者に交付するものとする。

2 知事は、機器の使用の目的、方法等が次のいずれかに該当するときは、前項の承認をしないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあると認められるとき。
- (2) 長期間にわたる継続使用により他の者の使用を妨げるおそれがあると認められるとき。
- (3) 機器を損壊するおそれがあると認められるとき。
- (4) センターの業務に支障があると認められるとき。

3 知事は、センターの管理上必要があると認めるときは、第 1 項の承認に条件を付すことができる。

4 第 1 項の承認を受けた者（以下「借受人」という。）は、借り受けた機器をセンター以外の場所に持ち出して使用する場合は、借用書（様式第 3 号）を知事に提出しなければならない。

(貸付承認の変更)

第 4 条 借受人は、前条第 1 項の承認に係る事項を変更しようとするときは、設備機器貸付変更承認申請書（様式第 4 号）に交付を受けた設備機器貸付承認書を添えて知事に提出しなければならない。

2 知事は、設備機器貸付変更承認申請書の提出があった場合において、変更を承認したときは、設備機器貸付承認書の裏面に当該変更に係る事項を記載して、借受人に返付するものとする。

(借受中止の届出)

第 5 条 借受人は、機器を借り受ける日前に当該機器の借受けを中止しようとするときは、設備機器借受け中止届出書（様式第 5 号）を知事に提出しなければならない。

(原状回復の義務)

第 6 条 借受人は、機器の借受けが終了したときは、速やかに当該機器を原状に回復し、又は搬入した物件を撤去しなければならない。

2 借受人は、借り受けた機器をセンター以外の場所に持ち出して使用した場合は、当該機器の使用が終わったときは、速やかに当該機器を返還し、原状に回復しなければならない。

(借受終了の届出)

第 7 条 借受人は、機器の借受けを終了したときは、速やかにその旨をセンターの職員に届け出て、当該職員の検査を受けなければならない。

(貸付けの取消し等)

第 8 条 知事は、借受人が次のいずれかに該当するとき、又はセンターの管理上特に必要があると認めるときは、第 3 条第 1 項の承認を取り消し、同条第 3 項の規定により承認に付した条件を変更し、又は貸付けの中止を命ずることができ

る。

- (1) この規則の規定に違反したとき。
- (2) 第3条第3項の規定により承認に付した条件に違反したとき。
- (3) 詐欺その他不正の手段により承認を受けたとき。
- (4) 次条第1項の貸付料を納期限までに納付しないとき。
- (5) 機器を、設備機器貸付申請書に記載した目的以外に使用したとき。

2 知事は、前項の規定により貸付けの承認を取り消し、承認に付した条件を変更し、又は貸付けの中止を命じた場合において借受人に損害が生じても、その賠償の責めを負わない。

(貸付料の納付)

第9条 借受人は、機器を借り受ける期間（センター以外の場所に持ち出して使用する場合は、機器をセンター以外の場所へ持ち出してから返還するまでの期間とする。次項において「使用期間」という。）に応じて、貸付料を納付しなければならない。

2 貸付料の額は、別表に定める額とする。ただし、使用期間が1時間未満のときは1時間とし、使用期間に1時間未満の端数の時間があるときは、当該端数の時間は1時間として計算する。

3 借受人で貸付期間の延長を申し出たものは、変更承認を受けたときに、当該承認を受けた時間に係る貸付料を納付しなければならない。

(貸付料の不還付)

第10条 既に納付した貸付料は、還付しない。ただし、次のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 借受人が、その責めに帰することができない理由により機器の貸付けを受けることができなくなったとき。
- (2) 知事が、第8条の規定により貸付けの承認を取り消したとき。
- (3) 借受人が、設備機器借受け中止届出書により中止を届け出たとき。

2 貸付料の還付を受けようとする者は、貸付料還付請求書（様式第6号）を知事に提出しなければならない。

(転貸の禁止)

第11条 借受人は、借り受けた機器を転貸してはならない。

(借受人の遵守事項)

第12条 借受人は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) センターの職員の指示に従うこと。
- (2) その他知事が定める事項に従うこと。

(損害賠償)

第13条 借受人は、故意又は過失により借り受けた機器（当該機器の附属品を含む。）を損壊し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。

(延滞金)

第14条 知事は、借受人が借り受けた機器を承認を受けた期間内に返還しなかった場合は、当該期間を超える期間に係る貸付料に加えて当該貸付料の100分の10に相当する額を延滞金として徴収することができる。

(委任)

第15条 この規則に定めるもののほか、機器の貸付けに関し必要な事項は、島根県水産技術センター所長が定める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

別表（第2条、第9条関係）

- 1 島根県水産技術センター漁業生産部

設備機器の種類	貸付料の額

くん製装置	1 時間につき	240円
自動くん製装置	1 時間につき	280円

2 島根県水産技術センター内水面浅海部

設備機器の種類	貸付料の額	
自動染色装置	1 時間につき	140円
密閉式自動包埋装置	1 時間につき	220円
底質探査装置	1 時間につき	180円

様式第 1 号 (第 2 条関係)

設備機器貸付申請書

年 月 日

様

住 所
申請者 氏 名
連絡先

㊟

下記のとおり島根県水産技術センターの設備機器の貸付けを受けたいので、申請します。

記

貸付けを受けようとする設備機器	名 称	台数	使 用 期 間				
			年	月	日	時	分から
			年	月	日	時	分まで
			年	月	日	時	分から
			年	月	日	時	分まで
目的及び内容							
使用責任者	住 所 〒						
	氏 名		電話番号 ()				—
※貸付料の算定	円	×	時間	=		円	
	円	×	時間	=		円	
	円	×	時間	=		円	
				合 計			円
※規則第 3 条第 3 項 により付する条件							

注 1 機器をセンター以外の場所へ持ち出して利用する場合の使用期間は、当該機器をセンター以外へ持ち出してからセンターに返還するまでの期間とし、申請者本人であることを確認できる書類の写しを添付すること。

2 ※印欄は、記入しないこと。

様式第 2 号 (第 3 条関係)

(表)
設備機器貸付承認書

(整理番号:)

年 月 日

様

印

下記のとおり島根県水産技術センターの設備機器の貸付けを承認する。

記

	名 称	台数	使 用 期 間				
			年	月	日	時	分から
貸し付ける設備機器			年	月	日	時	分まで
			年	月	日	時	分まで
			年	月	日	時	分から
			年	月	日	時	分まで
目的及び内容							
使用責任者	住 所 〒						
	氏 名		電話番号 ()				—
貸付料	円	×	時間	=		円	
	円	×	時間	=		円	
	円	×	時間	=		円	
				合 計			円
※規則第 3 条第 3 項 により付する条件							

注 記載事項に変更が生じた場合は、設備機器貸付変更承認申請書を提出すること。

(裏)

設備機器使用承認変更事項

変 更 申 請 日	
変 更 内 容	
上記のとおり貸付内容の変更を承認します。 年 月 日	
	印
変 更 申 請 日	
変 更 内 容	
上記のとおり貸付内容の変更を承認します。 年 月 日	
	印
変 更 申 請 日	
変 更 内 容	
上記のとおり貸付内容の変更を承認します。 年 月 日	
	印

様式第3号（第3条関係）

借 用 書

年 月 日

様

住 所
借受人 氏 名
連絡先

印

下記のとおり借り受けた設備機器を借用します。

記

借り受けた設備機器名	使用期間	使用する場所
	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで	
	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで	
	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで	

注 使用期間は、設備機器をセンター以外へ持ち出してから返還するまでの期間とする。

様式第 4 号 (第 4 条関係)

設備機器貸付変更承認申請書

年 月 日

様

住 所
借受人 氏 名
連絡先

印

下記のとおり島根県水産技術センターの設備機器貸付の内容を変更したいので申請します。

記

承認年月日及び整理番号	年 月 日付け 第 号
貸付承認を受けた設備機器	
変 更 内 容	
変 更 理 由	

注 設備機器貸付承認書を添付すること。

様式第 5 号 (第 5 条関係)

設備機器借受け中止届出書

年 月 日

様

住 所
借受人 氏 名
連絡先

印

下記のとおり島根県水産技術センターの設備機器の借受けを中止します。

記

承認年月日及び整理番号	年 月 日付け 第 号
貸付承認を受けた設備機器	
中 止 の 理 由	

様式第 6 号 (第10条関係)

貸付料還付請求書

年 月 日

様

住 所
請求者 氏 名 ⑨
連絡先

下記のとおり貸付料の還付をお願いします。

記

貸付料の還付を受けようとする設備機器名		
貸付料の還付を受けようとする理由		
既納付貸付料の金額	円	
還付の請求額	円	(内容)

(注) 設備機器貸付承認書を添付してください。

口座振込みを希望する場合の還付金の受領口座 (請求者の口座に限る。)	金融機関名	店
	預金の種類	口座番号